

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年6月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500045号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500003号

第1 結論

昭和50年8月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年8月から昭和54年3月まで

平成8年7月にA市役所で国民年金の第3号被保険者資格取得の手続を行った際に、同市職員から、自分は20歳から国民年金に加入していると聞いた。請求期間当時、自分で国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったことは無いので、父(故人)が行ってくれたのだと思う。

その後、ねんきん特別便で請求期間に係る保険料が未納であると連絡されたが、当該期間は加入記録があると平成8年にA市役所の担当職員から聞いているし、加入していたなら保険料を納付してあると思うので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成8年7月にA市職員から請求期間に係る国民年金の加入記録があると聞いた記憶があるので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしいとしている。

しかしながら、A市は、書類の保管年限は5年であり、平成8年当時に請求者が同市で行った手続について不明であるとしている上、請求者に対して請求期間に係る納付記録があると当時説明したか否か確認できず回答できないとしている。

また、請求者は、自身が請求期間に係る加入手続及び保険料の納付を行ったことはないので、請求者の父が行ったのだと思うとしているが、同人は既に他界しておりその証言を得られないことから、請求期間に係る加入手続及び保険料の納付について具体的な状況が不明である。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の資格取得時期により、平成8年8月頃にA市で払い出されたと推認されること、請求者の請求期間に係る国民年金の被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録により、平成8年8月5日に入力処理されていることが確認できることから、請求者の父が請求期間に係る保険料を請求期間当時に納付することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も別の記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。